

香川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力を受けた被害者（以下「DV被害者」という。）への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「女性支援法」という。）第15条第1項の規定に基づく「支援調整会議」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2第1項の規定に基づく「協議会」として、香川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(組織及び構成)

第2条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成し、別表に掲げる関係機関に属する者その他子ども家庭課長又は子ども女性相談センター所長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) 代表者会議（別表1）

困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援に関する実施体制の確認、検証及び評価等を行う。

(2) 実務者会議（別表2）

個別ケース検討会議等で課題となっている点の更なる検討や情報共有、地域における困難な問題を抱える女性及びDV被害者の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握、支援に関する啓発活動、資質向上に関する研修等を行う。

(3) 個別ケース検討会議

一時保護中や女性自立支援施設入所中のケース、今後一時保護や女性自立支援施設入所等を検討することが必要となるケース等に関する状況把握及び支援方針の検討を行う。

(会議の開催)

第3条 支援調整会議のうち、代表者会議は健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課長が、実務者会議は子ども女性相談センター所長が主宰し、それぞれ年1回以上開催するものとする。個別ケース検討会議は、必要に応じて開催することとし、子ども女性相談センター所長が招集し、主宰する。

(意見の聴取等)

第4条 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援に関し、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な

協力を求めることができる。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援に関し、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、同項に違反して秘密を漏らした者は、女性支援法第23条及びDV防止法第30条の規定に基づく罰則が適用される。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は過去職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又は過去これらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は過去当該者であった者

- 2 前項の規定は、前条第2項の規定により出席する構成員以外の者に準用する。

(会議の名称等の公表)

第6条 DV防止法第5条の2第4項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則（令和5年内閣府令第59号）第2条の規定に基づき、代表者会議については会議の名称及び構成員の名称（必要があると認めるときは、その全部または一部についてその団体又は個人の数）をホームページにて公表する。なお、実務者会議及び個別ケース検討会議については非公開とする。

(庶務)

第7条 支援調整会議の庶務は、健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課又は子ども女性相談センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、支援調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。

別表1(代 表 者 会 議)

区分	機関・団体名（構成員）
国・県関係	高松法務局人権擁護部
	香川労働局職業安定部職業対策課
	香川県政策部男女参画・県民活動課
	香川県健康福祉部健康福祉総務課
	香川県健康福祉部障害福祉課
	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課
	香川県子ども女性相談センター
	香川県商工労働部労働政策課
	香川県教育委員会事務局高校教育課
	香川県警察本部人身安全・少年課
	香川県警察本部広聴・被害者支援課
市町	高松市こども女性相談課
	女性支援担当課（さぬき市 東かがわ市）
	女性支援担当課（丸亀市 坂出市 善通寺市）
	女性支援担当課（観音寺市 三豊市）
関係団体	香川県弁護士会
	香川県医療ソーシャルワーカー協会
	母子生活支援施設
	民間女性支援団体

別表2(実務者会議)

区分	機関・団体名（構成員）
国・県関係	高松法務局人権擁護部
	香川労働局職業安定部職業対策課
	香川県政策部男女参画・県民活動課
	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課
	香川県子ども女性相談センター女性課
	香川県子ども女性相談センター（児童担当課）
	香川県西部子ども相談センター
	香川県小豆総合事務所
	香川県東讃保健福祉事務所
	香川県中讃保健福祉事務所
	香川県精神保健福祉センター
	香川県障害福祉相談所
	香川県教育委員会事務局義務教育課
	香川県教育委員会事務局高校教育課
	香川県教育委員会事務局特別支援教育課
	香川県警察本部人身安全・少年課
	香川県警察本部広聴・被害者支援課
市町	8市9町：女性支援担当課
関係団体	香川県医療ソーシャルワーカー協会
	法テラス香川
	香川県社会福祉協議会
	香川県民生委員児童委員協議会連合会
	かがわ女性・高齢者等就職支援センター
	かがわ男女共同参画相談プラザ
	自立相談支援センターたかまつ
	性暴力被害者支援センター オリーブかがわ
	母子生活支援施設
	民間女性支援団体